

R03-40050-04234

令和4年3月7日

各競技団体長様

長崎県教育庁体育保健課
課長 松崎耕士
(公印省略)

3月7日以降の「競技力向上対策本部事業」の対応について（依頼）

本県スポーツの振興につきまして、かねてより格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、県教育委員会では、文部科学省からオミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策が示されたことを踏まえ、県立学校における3月7日以降の部活動の取扱いについて、別添（写）のとおり通知しました。

つきましては、当面の間、各競技団体が実施する標記事業の対応については、下記のとおりとしますので、ご理解・ご協力のほどお願いします。

記

- ① 高校生については、県内外を問わず、事業が実施できるものとする。
 - ★訪問先の各県（地域）が定める部活動の取扱いや社会生活制限等を十分把握し、まん延防止等重点措置地域以上や新規感染者が多く確認されている地域との交流（大会参加は除く）は極力控えること。
 - ★事前に競技団体内で、実施の可否について慎重に検討すること。
 - ★実施する場合は、選手及び指導者の所属先・保護者等との確認を十分にとること。
- ② 小学生及び中学生については、所属市町教育委員会の取扱いに基づいた対応とすること。
- ③ 成年種別については、まん延防止等重点措置地域等の感染リスクが高い地域との交流は極力控えることを踏まえ、慎重に検討したうえで実施すること。

※実施にあたっては、感染防止対策を徹底し、各競技団体のガイドラインに基づき行うこと。
特に以下の点に留意すること。

- 健康観察を実施し、参加者本人に発熱等の風邪症状がある場合や同居家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底し、参加者本人・保護者の意向を尊重すること。
- 練習前後の更衣室等の一斉利用と集団飲食を避け、活動終了後は速やかに帰宅すること。
- 宿泊する場合は、移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
- 事業前及び事業後の健康管理の徹底について特に留意すること。

※重点的に取り組んでほしい内容

- ①毎日の検温 ②発熱や咳・のどの痛みの有無・体調の変化観察 ③可能な範囲での同居する家族の健康状態の把握（同居家族の発熱や体調不良の有無） ④会食など感染リスクの高い行動は控える ⑤無料検査（3月31日まで）を積極的に活用する



3教文第1298号
3教体第410号
令和4年3月4日

各県立学校長様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和4年3月7日以降の部活動の取扱いについて（通知）

各学校の部活動に関しては、令和4年2月17日付け3教文第1245号、3教体第383号により実施されているところですが、3月6日（日）をもって、本県の「まん延防止等重点措置」は解除となり、県下全域の感染段階がレベル2-I（警戒警報）に引き下げられます。

つきましては、令和4年2月4日付け事務連絡（文部科学省）により、オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策が示されたことを踏まえ、これまで、県全体で部活動の取扱いを統一して運用していた方法を変更し、令和4年3月7日（月）より、当面の間、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、部活動の実施に当たっては、国及び県の取扱いに基づき、各学校において、自校及び地域の感染状況等に応じて、実施内容等の可否を慎重に判断することとなりますので、別紙の記載事項に留意し、基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

また、本県においては、下記のような顧問等の目が行き届きにくい「部活動に付随する場面」での取組の緩みによる、感染拡大事例が発生しております。

これまでも、機会あるごとに注意喚起をしておりましたが、多発すると、部活動の取扱いにおける制限を強化せざるをえないため、重点的に取り組むよう、指導の徹底を併せてお願いします。

記

【 感染が拡大した事例 】

- 部室等の換気が悪い場所において、長時間マスクなしでの会話や食事を行った。
- 練習前後の更衣の際、一斉に多人数で部室を使用していた。
- 部活動の帰りに、複数人で飲食を行った。
- 遠征の宿舎において、複数人の相部屋内で、マスクなしで過ごしていた。

部活動の取扱いについて（令和4年3月7日以降）

県立学校の部活動においては、下記、オミクロン株に対応した感染症対策に基づき、各学校が、自校や地域の感染状況等に応じて、実施内容等の可否を慎重に判断するものといたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

【参考】令和4年2月4日付け事務連絡（文部科学省）

【「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（一部抜粋）】

（2）部活動等

各学校においては、これまで地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、部活動前後の集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（地域の感染状況等によっては、同居家族に発熱等の風症状がみられる場合も参加させないこと。）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 原則、県内外を問わず、大会への参加や宿泊を含めて、自校等での活動及び他校等との交流ができるものとするが、重点措置地域等（まん延防止等重点措置地域以上）の感染リスクが高い地域との往来は極力控えること。（活動時間や、休養日などは、長崎県における部活動ガイドラインに則ること。）
 - ・交流等を計画する際は、交流予定の他校等や訪問地域の感染状況を把握し、自校及び自校が所在する地域の感染状況を勘案し、感染拡大防止の観点から、実施を慎重に判断すること。
 - ・大会等への参加の際は、要項などにより、基本的感染防止対策が徹底されているか等の確認を行い、参加を慎重に判断すること。
- 交流等を計画する際は、訪問先の各県が定める部活動の取扱いを確認し、判断すること。
- 訪問地域における時短要請等の制限を遵守すること。
- 大会参加や他校等との交流を計画する際は、感染拡大防止の観点から、事前に顧問等から活動計画等（参加者・行程・交流校など）を提出させるなど、交流内容等を確認した上で実施を検討するとともに、自校が所在する市町が独自の感染防止対策として、移動等を制限する場合もあることなどにも留意すること。

具体的な留意事項　【感染拡大防止対策等について】

- ・基本的感染防止対策を継続すること。（特に、飲食や部室利用時などの、部活動に付随する場面の対策）
- ・移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・大会参加や交流等で宿泊する際は、一般利用者がいることも踏まえ、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、普段一緒に活動している者以外との接触を可能な限り避けること。
- ・体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。